

第 34 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本港コンテナターミナル	熊本市西区新港二丁目2番地	くまもとファズ株式会社 代表取締役社長 中富恭男	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第16条第1項の規定に基づき、熊本港コンテナターミナルの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。